

## 伊賀国における在庁官人の動向と平氏の進出

文学部史学科教授 森 公章

### はじめに

伊賀国はかつて石母田正『中世的世界の形成』（岩波書店、一九八五年）が古代から中世への移行を描く舞台とした地域であり、豊富な古文書群は竹内理三編『伊賀国黒田荘史料』一・二（吉川弘文館、一九七五・七九年）として集成されている。黒田庄をめぐっては、「当国猛者」（『平安遺文』一二六一号）と称された藤原実遠や郡司丈部氏と東大寺との紛争、国衙との関係などが注目され、当地はまた、伊勢平氏の平正盛が六条院に山田郡鞆田村の田島を寄進して、白河上皇の目に止まり、院北面の武士として、院政と結合しながら台頭していく契機になったことでも著名である<sup>(2)</sup>。

伊賀国に関しては、やはり東大寺領黒田庄関係の文書に国衙機構のあり方を窺わせる材料も存しており、税所の活動や一国平均役賦課の様子を知ることができる<sup>(3)</sup>。これらの徴税活動ではまた、国衙の実務を担う在庁官人と東大寺その他との相論が継起しており、在庁官人の動向を検討する材料としても有用である。伊賀国の在庁官人

については既に一覧化した研究もなされているが、個々の事例を悉皆に考察している訳ではなく、なお考察の余地が残されていると考<sup>(4)</sup>える。

そこで、以下ではまず伊賀国の在庁官人を一覧した上で、彼らが関係した事件やその時々的情勢との関係、在庁官人の変遷・勢力交替の有無などを探り、国衙機構内での役割・位置づけを明らかにしたい。在庁官人の中には平姓の者も散見しており、平氏の存在形態や国衙と武士の生成・発展との相関にも目配りできればと思う。

### 一 在庁官人の動向と役割

まず古代豪族の動向を含めて、伊賀国における在庁官人の人的系譜・変遷を整理する。伊賀国の郡領氏族は、国府所在の阿拝郡は敢（阿閉）朝臣、山田郡と伊賀郡は不詳であるが、伊賀郡は伊賀国造伊賀臣の本拠地と目されるので、伊賀臣（朝臣）であった可能性が高く、残る名張郡の郡領にも伊賀朝臣が見えている<sup>(5)</sup>。但し、名張郡に関し

## 表1 伊賀国の在庁官人・国衙関係者一覧

- 大判官代阿閉望富：貞観13・8・25 / 平1998；東大寺と平忠盛の相論を扱った明法博士勘状案（保安4・9・12）の中に、東大寺側所進証文として「貞観十三年八月廿五日大判官代阿閉望富売券」アリ？  
録事代橋 || 判官代橋、壬生 || 大判官代橋貞親：長保4・11・1 / 平420・429；伊賀国税所勘申案の目下：税所を構成 / 大判官代一判官代一録事代の序列
- 書生佐那具秀正：万寿3・4・23 / 左経記；4/7・9条：伊賀守親光の愁により、散位山村宿禰貞舒を召問 → 4/23条；宮南門にて「伊賀国書生等」を召問とあり、秀正（=書生）を召している…国司側の証人として中央に召問 = 国務の詳細を把握
- 大判官代 / 書生壬生正助：天喜1・8・26 / 平704；官宣旨案 7/7伊賀国符；大判官代壬生正助の報告により、東大寺の勝示変更を知り、名張郡に現地調査を命じる → 7/8名張郡司解；官使と大判官代正助とともに黒田村に下向 → 正助と郡司範輔が莊園側により搦捕されようとする → 郡司は官使を伴い逃脱、正助は行方不明に → 7/9伊賀国解；官使に書生正助、郡司範輔を差副え派遣した旨見ユ  
@大判官代 = 書生…7/3東大寺の勝示変更を知る → 国使として現地へ = 在地情勢に詳しい
- 判官代桃原久興：天喜2・6・5 / 平717；東大寺申状案によると、使（=国使）として東大寺領の勝示を拔棄 → 国使として現地で活動
- 在庁官人 || 書生猪久景：天喜3・10・9 / 平732；伊賀守小野守経請文…5月；檢非違使より在庁官人を証人（守に対する莊園側の暴行）として召進 → 6月中旬；庁官7人を進上 → 「在庁等徒経過百余日、還被陵抱理之國司方、加之彼書生之中、推問之間、猪久景雖指言失不候、被禁獄所、同及数月」 → 書生 = 在庁官人 / 国司側の証人として中央に召問 = 国務の詳細を把握
- 大判官代桃原（花押） / 目代学生紀（花押）：天喜4・3・27 / 平781；伊賀国黒田莊工夫等解の袖の税所の丹勘 ← 天喜二年名張郡検田累帳により勘申…税所に所属、文書により調査
- 書生：天喜4・11・11 / 平820；伊賀守小野守経解に「適遣彼郡司書生等、称欲射打不通是多者」「欲打凌國使書生等」とある / 国司一書生：現地で活動
- 書生：承暦4・10・23 / 平1145；僧覚増解案に、前司資良・康基の任に宇治殿（頼通）の仰により、鞆田村の田畠租税が免除されたのに「而以成郡司書生謀計不能領掌者」と見ユ / 郡司とともに、土地領有の成否を握る = 在地情勢を左右する存在
- 在庁官人：寛治2・6・19 / 平1261；在庁官人が加地子免除に従わない = 加地子を徴収
- 在庁官人：寛治2・7・13 / 平1263；在庁官人が加地子免除に従わない = 加地子を徴収
- 大判官代桃原「一俊」 || 惣大判官代阿閉「□長」、桃原「惟行」、桃原「盛経」：寛治3・9・27 / 平1279；伊賀国税所注進状の目下：東大寺出作田の未進を注進…税所を構成
- 在庁官人：寛治7・12・25 / 平1327；土地の帰属について「在地并在庁官人等署判」を請う = 土地の帰属を認定
- 在庁官人：永長1・11・2 / 後二条師通記；伊賀守惟宗孝言が読受した史記を「伊賀在庁官人可返遣也」と見ユ…国守の雑用に駆使
- 在庁官人：永長2・4・3 / 平1373；国守は寺領田官物の便補についての子細を知らないで、「相尋在庁官人、任先例可致沙太歟」とある…国務の詳細を悉知
- 判官代猪（在判） || 惣判官代佐那具（在判） || 散位桃原朝臣（在判）、散位平朝臣（在判） || 目代散位小槻宿禰：長治1・5・11 / 平1612；伊賀国留守所下文案の目下
- 在庁官人：嘉承2・10 / 平1678；在庁官人等に香菜免田の臨時雑役免除を伝える国判
- 在庁官人：天仁2・9・26 / 平1710；承德3・2・30「在庁官人等注進新立庄園并加納田畠等目録」、天仁2・7「在庁官人注進黒田庄出作公田五箇年官物未進文」…土地の帰属、官物徴収
- 国使 / 惣大判官代源：天永1・12・13 / 平1739 伊賀国名張郡郡司等勘注に「去長治元年御寺使国使郡司刀祢等立券状者、板蠅袖四至之外出作為寺家領有其理歟」とあり、東大寺・興福寺の相論に証言（郡司、両寺使、勸学院使） / 散位を称す

惣大判官代桃原（花押） || 散位平朝臣（花押）、源朝臣（花押）、源朝臣（花押）、平朝臣（花押）、源朝臣（花押）：永久3・5・25 / 平1828；伊賀国東大寺領北柚作田注進状の日下…東大寺の出作田を注進  
在庁官人：保安2・⑤ / 平1920；東大寺により「亦致非法在庁官人、毎初任注非理、且経奏聞」とある←  
国守交替の機会に東大寺領の抑制を企図

散位源朝臣（花押）〈為宗〉、散位源朝臣（花押）〈基兼〉、散位源朝臣（花押）、藤原朝臣（花押）〈貞成〉、  
平朝臣（花押）〈宗貞〉、源朝臣（花押）〈惟兼〉、源朝臣（花押）〈兼国〉、平朝臣（花押）〈惟国〉、源朝  
臣（花押）〈行元〉 || 目代散位中原朝臣（花押）：保安3・2・28 / 平1952；東大寺庄出作公田官物未進  
について税所が注進

在庁官人散位源朝臣「為宗」、源朝臣「基兼」、源朝臣「行忠」、源朝臣「行貞」、藤原朝臣「貞成」、平朝臣「宗貞」、  
源朝臣「惟兼」、源朝臣「兼国」、平朝臣「惟国」、源朝臣「行元」：保安3・2 / 平1958；伊賀国在庁  
官人解に東大寺領の出作公田を公田率法により弁済しないことが問題とされ、「加之彼庄住人僧慶  
暹、前前任名張郡納所書生兼国朝臣後見也」とある…書生：郡納所に配置（受領の交替により交代  
力） / 在地の住人と密接な関係を持つ @源兼国…平1952（税所）、本文書の在庁官人

散位源（花押）、平朝臣（花押）、源朝臣（花押） || 目代散位中原朝臣（花押）：保安3・12 / 平  
1978・1979；伊賀国符の袖の丹勘に勘申（判）…国符を保証か

惣大判官代佐那具（花押） || 目代/散位藤原朝臣（花押）：保安4・2・14 / 東洋文庫原無題文書13；伊賀国  
調所返抄の日下 @14によると、惣大判官代佐那具は出納か

出納 [ ] || 目代/散位藤原朝臣（花押）：保安4・2・14 / 平1983・1984；伊賀国調所返抄の日下

出納佐那具（花押）、桃原（花押） || 目代/散位藤原朝臣：保安4・2・20 / 原無題文書14；伊賀国名々官  
物返抄の日下…調所を構成

在庁官人 / 庁官：保安4・9・12 / 平1998；永久3・5・25「彼国在庁官人注文」、保安3・2「庁官等注文」、保  
安3・3・2「彼国在庁官人注文」と見ユ…土地の帰属等を証明

郡司丈部近国 || 書生散位源行俊：天治3・1 / 平2058；伊賀国名張郡司解案の日下：天治2年検田丸帳を  
注進…書生 - 郡司の関係で在地で仕事 @源行俊…平2860・2909・2919・3709に在庁官人として見ユ

在庁官人：大治1・6・19 / 平2077・2078；保安3・2「在庁官人申文」見ユ

散位源朝臣（在判）、藤原朝臣（在判）、源朝臣（在判）、源朝臣（在判） || 目代仲原朝臣（在判）：大治  
4・5・12 / 平2133；留守所下文の日下

散位藤原（在判） || 書生カ散位源（在判）：保延6・11・11 / 平2437；伊賀国留守所下文案（名張張郡収納  
所宛）の袖に「留守所御下文明白也、収納使収納書生加判了」とある…郡収納所を構成：官物収納・  
返抄発行

収納使藤原（花押） || 書生散位源朝臣：保延6・11・28 / 平2438・2439；伊賀国黒田荘出作名田官物返抄  
の日下

在庁 || 庁官散位平元国：天養1・10・20 / 平2541；「在庁解状」により諸庄司に対して院庁下文が出る =  
在地情勢に詳しい @平元国：「当国為宗之庁官」であるが、出作と号して国務に従わない。「其身  
為庄官已及数年」とある…権門と結託

在庁官人：久安5・5・6 / 平2664；東大寺の公田官物率法の減額を非難 = 公田官物を徴収

在庁官人：久安5・5・19 / 平2665 @平2664

在庁官人：久安5・6・13 / 平2666・2667 @平2664

在庁官人：久安5・6・20 / 平2668 @平2664

在庁官人 || 惣大判官代正六上桃原貞弘 || 散位従五下源朝臣兼貞、同?（惟宗カ）兼仲、同仲元、同（大江  
カ）盛国、同国貞、同行俊、同元兼：保元1・11 / 平2860；伊賀国在庁官人解の日下：東大寺領の出  
作を訴える

在庁官人 / 在庁：保元1・12 / 平2865；黒田庄出作を訴える…土地の帰属を把握

在庁官人／在庁：保元2・5／平2886；東大寺領の官物未弁済を訴える…徴税を行う

在庁官人Ⅱ惣大判官代桃原貞弘、散位惟宗朝臣兼仲、散位源朝臣仲元、散位大江朝臣盛国、散位平朝臣祐良、散位惟宗朝臣国久、散位源朝臣行俊、散位源朝臣元兼：保元2・10／平2909；伊賀国在庁官人等解案の日下：東大寺領の出作を訴える

在庁：保元2・10・20／平5031；検注の件について進上

在庁官人Ⅱ惣大判官代桃原「貞弘」、散位源朝臣「兼雅」、散位惟宗朝臣「兼仲」、散位源朝臣「仲元」、散位大江朝臣「盛国」、散位平朝臣「祐良」、散位惟宗朝臣「国久」、散位源朝臣「行俊」、散位源朝臣「元兼」：保元3・4／平2919；伊賀国在庁官人等解の日下、東大寺領の出作を訴える

在庁：保元3・5・20／平2926；「在庁陳状」と見ユ

在庁官人：応保2・5・1／平3217；東大寺領の丸柱村を「又可為伊賀国領由、在庁官人等所張行也」とあり、土地の帰属を認定か

散位大江朝臣（在判）：承安2・8／平3604；「下公文所」とあり、築瀬築瀬庄の官物済否を勘定…公文所に所属し、文書を掌る

散位大江朝臣（在判）：承安3・4・15／平3626；同上

在庁官人：承安4・12・13／平3666；東大寺領の領掌を「在庁官人」に下した院庁下文

在庁官人Ⅱ散位藤原朝臣「元俊」、散位藤原朝臣「守永」、散位源朝臣「盛吉」、散位平朝臣「定長」、散位源朝臣「行俊」：安元1・⑨・23／平3709；伊賀国在庁官人解の日下、東大寺の国使追却を訴える

在庁：安元1・12・14／平3730；「先日在庁解」を根拠とした東大寺領の否定を述べた伊賀守請文

書生：安元1・12／平3732；東大寺衆徒解案の見セ消チに「彼郡収納使并書生相共可徴納名張郡公田所当官物者」とある…収納使一書生：公田所当官物を徴納／収納所を構成

書生兼柘植郡（郷か）司散位平（在判）：治承1・12／平3816；伊賀国柘植川合郷司解案、（東大寺領鞆田庄の出作を検田）の奥下（刀祢、郷司、国使、東大寺代官）…郷司を兼任し、郷司として活動

在庁：治承5・5／平3964；伊賀国在庁官人所進文書目録

在庁：養和1・8・2／平3994；院庁において問注のために参洛＝在地情勢に詳しい↓

申／伊賀国在庁源兼信、同盛良、惟宗俊守：養和1・8・18／平3998；後白河院公文所問注記案

在庁官人：寿永2・⑩・21／平4114；院庁下文を下し、東大寺領の保全を伝えられる

在庁官人：元暦1・8・9／平4193；大内惟義下文により、東大寺領の保全を命ぜられる

国衙：建久9・3・15／鎌補237；東南院家築瀬村文書請取状、「国衙訴訟」と見ユ

従五下行藤原朝臣正兼、従五下行惟宗朝臣俊盛、従五下行大江朝臣忠国、従五下行源朝臣兼信：建仁1・3／鎌1191；伊賀国在庁官人解案 @鎌1194

従五下行藤原朝臣正兼、従五下行惟宗朝臣俊盛、従五下行大江朝臣忠国、従五下行源朝臣兼信：建仁1・4／鎌1196；伊賀国在庁官人等解案 @鎌1198・1212・1215・1236

散位源朝臣（俊弘）、散位源朝臣（則仲）、散位藤原朝臣（宗家）、散位惟宗朝臣（盛兼）Ⅱ目代右衛門少尉藤原：建保4・6／鎌2240～2244；伊賀国留守所下文案：造野屋の材木料米を賦課…山田郡・（阿拜郡）北北柚・鞆田庄、名張郡、築瀬保（名張郡）

散位源朝臣俊弘、散位源朝臣則仲、散位藤原朝臣宗家、散位惟宗朝臣盛兼：建保4・8／鎌2265；伊賀国在庁官人等解案：黒田庄が官役を勤仕しないことを訴える @2266（東大寺解土代）

在庁：弘安6・12・9／鎌15020；大和春日若宮政所下文

ては、十一世紀以降は伊賀氏の郡司就任は一例のみであり（『平安遺文』七〇四・七八一号の伊賀範輔（則佑）、天喜年間）、小川・小野・鳥取・猪・長谷・紀などの各氏が登場し、次いで文部近国―源行俊―俊方（―兼俊）の文部氏の時代を迎えるという変遷を辿っている。<sup>6</sup>

こうした中で在庁官人については、次のような変化を窺うことができる（表1）。十一世紀末までの在庁官人は、中央系姓の橘氏を除くと、壬生・佐那具・桃原・猪・阿閉はいずれも在地系姓者であった。壬生は宝字元年十一月阿拝郡柘植郷売券（『大日本古文書』三―三三五）に証人壬生小梗、筆取壬生浄足が見えており、国府所在の阿拝郡に拠点を有する在地豪族と目される。佐那具は地名との関係は不明であるが、国書生としてやはり在地豪族が起用されたものと推定できる。桃原は阿拝郡の小地名として知られ（『大日本古文書』三一―三四）、猪は伊賀郡猪田郷との関係や郡司猪弘光（『平安遺文』六五五号、永承三年（一一〇四八））の存在、阿閉は上述の阿拝郡の郡領氏族で、伝統的な郡領氏族が国衙機構に転身した事例の一つとなる。したがって国府所在の阿拝郡を中心に、在地豪族が国衙機構に参画するという形で、十一世紀以降の伊賀国の国務の実務運営が支えられていたとまとめることができよう。<sup>6</sup>

a 『左経記』万寿三年（一一〇二六）四月二十三日条

（上略）於<sub>二</sub>官南門<sub>一</sub>召<sub>二</sub>問伊賀国書生等<sub>一</sub>。（中略）余仰<sub>二</sub>左大史基信<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>佐那具秀正<sub>一</sub>。史召<sub>二</sub>官掌<sub>一</sub>（二音）、官掌唯、史仰<sub>二</sub>秀正可<sub>レ</sub>

召之由、官掌唯、起<sub>レ</sub>座召<sub>レ</sub>之。秀正進立<sub>二</sub>南階下<sub>一</sub>（向<sub>レ</sub>史）、史問<sub>レ</sub>之云々。畢一々召問、次々人如<sub>レ</sub>前。（下略）

b 『平安遺文』七〇四号天喜元年（一一〇五一）八月二十六日官宣旨左弁官下（東大寺）。応<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>（如脱カ）<sub>レ</sub>旧領<sub>二</sub>掌庄家<sub>一</sub>兼慥<sub>中</sub>返本寺使所<sub>二</sub>押取<sub>一</sub>官使山重成・紀安武隨身雜物<sub>上</sub>事。右、得<sub>二</sub>伊賀国去月九日解状<sub>一</sub>稱、管名張郡今月八日解稱、同月七日国符到来稱、大判官代壬生正助参府<sub>レ</sub>申云、東大寺使等到来、如<sub>レ</sub>本打<sub>二</sub>立公郷廿五六町許<sub>一</sub>籠已了者。先日依<sub>二</sub>官符宣旨<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>向官使<sub>一</sub>、頭長以後庄園所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>也。而度度從<sub>二</sub>本寺<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>事用意<sub>一</sub>之由、雖<sub>二</sub>示送<sub>一</sub>、何背<sub>二</sub>官符宣旨<sub>一</sub>給者、令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>国司<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>立勝示<sub>一</sub>也。官使相具召<sub>二</sub>問実否<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>実正<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>止件勝示<sub>一</sub>也者。所<sub>レ</sub>請如<sub>レ</sub>件。抑隨<sub>二</sub>国符之旨<sub>一</sub>、同日夕部相<sub>二</sub>具官使山重成・紀安武并大判官代正助等<sub>一</sub>、罷<sub>二</sub>向件黒田村庄屋<sub>一</sub>之後、出<sub>二</sub>来彼村住人物部時任<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>次本寺知事僧公釋<sub>一</sub>、隨即<sub>二</sub>国符之旨<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>知官符宣旨<sub>一</sub>之間、寺家下部不知姓名男出来、相<sub>二</sub>搦正助之身<sub>一</sub>、打<sub>二</sub>縛使部重成等從者<sub>一</sub>、擬<sub>レ</sub>搦<sub>二</sub>捕正助<sub>一</sub>・郡司範輔身之間、重成乘鞍尻骨射<sub>二</sub>立於矢<sub>一</sub>、次安武狩衣左方袖射代也。兼又重成等隨身馬<sub>二</sub>疋<sub>一</sub>・乘鞍<sub>二</sub>具<sub>一</sub>・狩衣<sub>二</sub>二領<sub>一</sub>・襖袴<sub>二</sub>二腰<sub>一</sub>・烏帽子<sub>二</sub>二頭<sub>一</sub>・帷<sub>二</sub>二疋<sub>一</sub>・沓<sub>二</sub>二疋<sub>一</sub>・行騰<sub>二</sub>二懸等所<sub>一</sub>押取<sub>一</sub>也。即又放<sub>二</sub>火彼村住人私宅<sub>一</sub>二字<sub>一</sub>也。如<sub>レ</sub>此之間、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>正助行方<sub>一</sub>。為<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>身命<sub>一</sub>相<sub>二</sub>具官使等<sub>一</sub>、範輔向<sub>二</sub>大和国<sub>一</sub>尋<sub>二</sub>深山之道<sub>一</sub>、僅所<sub>二</sub>逃脱<sub>一</sub>也。仍言上如<sub>レ</sub>件。望請国裁、任<sub>二</sub>実正之旨<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>定、具注<sub>二</sub>大略<sub>一</sub>言上。所為甚不審也。謹案<sub>二</sub>事情<sub>一</sub>、当国本自狭少之地、管四箇郡十七郷之内、

三分之二已成<sup>二</sup>高家庄園<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>隨<sup>二</sup>國務<sup>一</sup>。仍先日注<sup>二</sup>子細<sup>一</sup>言<sup>二</sup>上事由<sup>一</sup>、隨即顯長朝臣以後庄園可<sup>二</sup>停止<sup>一</sup>官符宣旨明白也。史生伴成通注<sup>二</sup>官符宣旨之趣<sup>一</sup>、拔<sup>二</sup>捨於顯長朝臣以後庄園等勝示<sup>一</sup>先了。其後重言<sup>二</sup>上国解<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>拒捍使於成通<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>徵<sup>二</sup>進国内永承六七二箇年作田官物<sup>一</sup>之由、被<sup>レ</sup>下<sup>二</sup>宣旨<sup>一</sup>也。如<sup>レ</sup>此之間、雖<sup>レ</sup>加<sup>二</sup>譴責<sup>一</sup>、伊勢大神宮神戶并東大寺高家所領作田官物更不<sup>二</sup>弁進<sup>一</sup>、常成<sup>二</sup>濫行不善<sup>一</sup>。而今東大寺從儀師不知名、今月三日隨<sup>二</sup>身數十人<sup>一</sup>、背<sup>二</sup>於官符宣旨<sup>一</sup>、所<sup>二</sup>改立<sup>一</sup>也。為<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>相<sup>一</sup>尋件事根元、所<sup>レ</sup>差<sup>二</sup>遣於使部重成并書生正助・郡司範輔等<sup>一</sup>也。不<sup>レ</sup>弁<sup>二</sup>決事実否<sup>一</sup>。射<sup>二</sup>打於官使等<sup>一</sup>追<sup>二</sup>迷山野<sup>一</sup>、僅所<sup>二</sup>存命<sup>一</sup>也。所<sup>レ</sup>為甚以不審也。為<sup>レ</sup>蒙<sup>二</sup>裁定<sup>一</sup>、重言上如<sup>レ</sup>件。望請天恩、任<sup>二</sup>実正道理之旨<sup>一</sup>、被<sup>二</sup>裁下<sup>一</sup>給、將<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>恩裁之貴<sup>一</sup>者。右大臣宣、奉<sup>レ</sup>勅、件庄准<sup>二</sup>新立庄<sup>一</sup>、縱令<sup>二</sup>停止<sup>一</sup>、本寺先注<sup>二</sup>在状<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>請<sup>二</sup>官裁<sup>一</sup>。而恣放<sup>二</sup>使者<sup>一</sup>射<sup>二</sup>危官使<sup>一</sup>、打<sup>二</sup>縛從類<sup>一</sup>、奪<sup>二</sup>取雜物<sup>一</sup>、須<sup>二</sup>下任<sup>一</sup>犯過、各處<sup>中</sup>罪科。然而依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>恩詔<sup>一</sup>、会赦已了。殊誠<sup>二</sup>将来<sup>一</sup>、更勿<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>然。但於<sup>二</sup>庄家<sup>一</sup>、如<sup>レ</sup>旧早可<sup>二</sup>免除<sup>一</sup>之状、下<sup>二</sup>知彼国<sup>一</sup>已了。於<sup>二</sup>官使等押取雜物<sup>一</sup>者、慥以糺返、取<sup>二</sup>進請文<sup>一</sup>者。(寺脱カ)宜<sup>二</sup>承知<sup>一</sup>、知<sup>レ</sup>宣行<sup>レ</sup>之、不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>違失<sup>一</sup>。(下略)

では、在地系姓の在庁官人たちの活動ぶりは如何であろうか。aは国司苛政上訴に関連して、<sup>(9)</sup>国書生らが中央に召問された事例である。『小記目録』第十八に「同《万寿》三年二月廿二日、伊賀国百姓訴訟事」、「同年同月廿八日、伊賀国訴事」とあり、『左経記』万寿三年四月七日条では伊賀守藤原親光の愁により散位山村貞舒の召

問が決定し、四月九日に官東庁で召問、次いで四月二十日に書生の勘問が行われ、その召問がaであった。『日本紀略』同日条には「左中弁経頼令<sup>レ</sup>問、伊勢(賀カ)国在庁并百姓等訴事。守親任(光カ)非道事也」とあるので、山村貞舒や書生・在庁らは伊賀守と対立する立場にあり、書生佐那具秀正は守の非道を証言すべく召問に応じたのである。壬生・佐那具・橘姓者は保延四年(一一三八)八月十三日伊賀国百姓等申状(『平安遺文』二三八九号)に黒田庄の住人としても見えており、在地豪族として在地の利害を代表する存在であったことが窺われる。

次にbは東大寺領黒田庄をめぐる天喜事件に関わる史料である。これは国守藤原棟方(永承六年(一一〇五)〜天喜元年(一一〇五)任)、小野守経(天喜元年〜康平元年(一一〇五)任)の二代に亘る受領が、長元年間の国守藤原顕長(長元四年(一一〇三)〜同七年任、北家道隆流、伊周の子か)の任中以後に立券された莊園収公を企図し、南伊賀に展開する東大寺領とその出作負田の収公を行おうとして勃発したものであった。ちなみに、『今昔物語集』巻二十八第三十一話「大蔵大夫藤原清廉、怖猫語」に登場し、「山城・大和・伊賀三箇国二田ヲ多ウ作テ、器量ノ徳人」で、「伊賀ノ国ノ東大寺ノ庄内ニ入居ナルニハ、極カラム守ノ主トモ、否ヤ責メ不給ザラム」と嘯き、「伊賀国ノ納所」を有していた藤原清廉(実遠の父)を譴責した大和守藤原輔公は寛仁元年(一一〇一七)〜四年任で、清廉は「此ノ国一ツノ事ニモ不候ズ、山城・伊賀ノ事ヲ沙汰仕リ候フ」

と弁解したというから、この頃からこうした所領経営が展開していたことが窺われる。

bは天喜事件の発端になる出来事であり、天喜元年に東大寺使が公郷二十五・六町を黒田庄内とする勝示を立てたことを大判官代壬生正助が国府に報告し、七月七日国符が名張郡に下達され、郡司に對して官使らとともに勝示を撤去すべきことが指示された。名張郡司伊賀範輔（則佐）は官使と国使大判官代書生壬生正助らとともに現地に入るが、黒田庄の物部時任や東大寺の知事僧公釋に国符の内容を伝達しようとしている最中に庄民の攻撃を被り、郡司は何とか官使を救出して大和国方面の山中を経由して逃げ帰ることができたものの、壬生正助は行方不明になってしまう（七月八日）。正助は勝示打立を最初に報告するなど、現地の情勢に通曉しており、国衙側の代表的存在として、特に黒田庄側からは標的とすべき人物と目されていたと考えられる。

こうした在庁官人と国司の結合は、天喜事件の後半局面である守小野守経の任中でも同様であり、天喜二年六月五日東大寺申状案（『平安遺文』七一七号）では、「而當時国宰守経朝臣、以去五月廿三日、入部於名張郡、恣拔棄件庄勝示、并住人等准平民充責方々色々雑役者」ことに關連して、判官代桃原久興の召問が要求されているので、彼がこの特の勝示放棄の中心人物であったことが窺われる。一方、天喜三年十月十九日伊賀守小野守経請文（『平安遺文』七三二号）では、

去五月上旬之比、為彼日証人、在庁官人等可召進之由、檢非違使苛酷、宛如罪科之輩。先後不得其心、是多者私曲之所致也。狼戾狭少亡国之上、為非人之長吏歟。然過農節之間、同六月中旬、差定在庁七人、令喚応其召了後、対決空送数月、纔被問畢庁官。又被召問彼杻方者五六人之程、俄依犯人山村頼正追捕事、官人等各分散、去月中旬帰京云云。在庁者等徒経過百余日、還被抱理之国司方。加之彼書生之中、推問之間、猪久景雖指言失不候、被禁獄所、同及数月、雖言上憚候。

と、国司側の証人として上京した在庁官人らに對する不当な扱いが指摘されており、aの事例とは異なり、在庁官人の利害に沿う国司には大いに協力する姿が看取される。

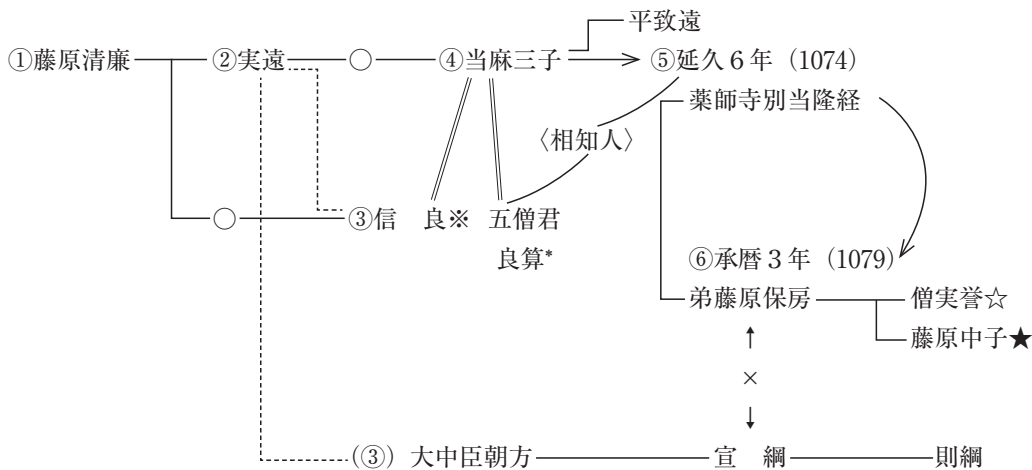
在庁官人は税所など国衙の「所」に所屬し、東大寺側の要請なども審査し、賦課・徴収の正非を判断した上で、行動している。天喜四年三月二十七日伊賀国黒田庄工夫等解（『平安遺文』七八一号）では、「請被任道理、不承引久富徳丸等名御封物二百五十石余愁状」という天喜事件の際の菟取稲の返還要求がなされているが、税所はその不当なることを袖判で指摘し、国守もそれを支持する旨を奥に判書している。黒田庄側は国衙側が天喜二年七月晦日から早田稲を菟り取り始め、八月二十五・六日から検田を実施、数千人の夫兵を引率して、三百人の夫兵が坪々に入立って菟り取ったといい、うち国守は十五・六日間、成任・則任という者の夫兵らは一・

三十日間も遺留して荒廃させたと主張している。

国守は黒田庄側が提出した文書を「下 税所」として袖花押を記して勘申させたところ、税所目代の学生紀と大判官代桃原は、天喜二年名張郡検田累帳に依拠して、黒田柚住人が公郷に進出していたために没官した作田四十六町五反のうち、刈納した十八町六反百八十歩は郡司則佐所領二十七町八反百八十歩に含まれるものであり、収公の内でありながら、穫稲を進上しなかったために没官になったのであって、それ以外で刈り取った分は作人の名を注付していたが、官物を弁済しないので、傍例に准拠して徴したもので、収公田の内ではない旨を指摘し、黒田庄の主張に根拠がないと述べており、国守もこの勘申を是としたのである。

ちなみに、東大寺御封物二百五十石はさらに所当官物を徴下して徴収すべきものとされ、公郷への出作云々については、東大寺御封物の弁済が終了してから申請すべきであるという庁宣も下されている（『平安遺文』七八二号天喜四年三月二十八日伊賀国司庁宣）。天喜事件による混乱に伴い、東大寺は御封供出地を決定できない状態になり、玉滝庄・黒田庄双方の出作負田国衙官物の弁済を凍結したため、東大寺と国衙の武力衝突が起きるのであり、負名は黒田庄と公郷にまたがって名が存在することから、官物の弁済、公事の勤仕を拒否し、東大寺・国衙双方に対捍していたのである。天喜事件により東大寺御封物供出地が「縦横」する状態が解消されるとともに、御封供出地（出作負田）・不輸の領域が明確化

図1 藤原実遠の家系と所領の行方



※実遠の負物代として治暦2年（1066）に元興寺大僧都深観（→丈部為延に荒野を開発させる）、治暦3年には東大寺別当大僧都有慶に所領を売却

☆天永2年（1111）矢河・中村を東大寺に売却（領主権は保持）

★長承3年（1134）中村の地子を東南院の大和国城上郡の土地と相博

\*義江顕夫・入間田宣夫・斎藤利男編『十和田湖が語る古代北奥の謎』（校倉書房、2006年）156頁は、良算（五僧君）を『奥州後三年記』に登場する清原真衡の囲碁相手の奈良法師に比定している。



し、東大寺側にも①黒田本庄の成立、②黒田庄出作地（出作負田）における御封便補の確立という大きな成果が得られた。その意味では東大寺側も国衙と協業することで徴収が可能になるのであって、税所や在庁官人との関係は不可欠であったと言える。

次に藤原実遠の系譜を引く加地子領主との関係を見る。実遠の所領は実遠生存時から負物代として売却を余儀なくされていたものもあり、その後継者は養子関係も複雑で、それぞれに所領を売却・譲与するなどして、さらに錯綜した様相になっているが、十一世紀末には実遠の孫娘当麻三子から所領を取得した薬師寺別当隆経の弟藤原保房が領主として登場している。これに対して、寛治二年（二〇八八）六月十九日東大寺領伊賀国名張郡定使懸光国解状（『平安遺文』一二六一号）、同年六月二十三日・七月十三日伊賀国司庁宣案（一二六二・六三号）では、在庁官人らは黒田庄民と結託して藏人君＝藤原保房への加地子支払いを妨害しており、これは領主の加地子権を否定し、国衙による公郷回復を企図したもので、同三年九月二十七日伊賀国税所注進状（一二七九号）には、「注進寛治二年東大寺庄出作并山内住人名官物未進米頼事」として名張郡黒田庄出作・柘植郷山内・川合郷山内の表題の未進を注進したことが知られ、在庁官人が国衙領の確保や未進の把握に尽力していた様子が窺われる。

寛治七年十二月二十五日官宣旨（一三二七号）では、藤原保房が金峯山寺と名張郡矢河・中村の所領の帰属を争った際に、大中臣宣

綱は「去年始注<sub>下</sub>為<sub>二</sub>相伝領<sub>一</sub>之由<sub>上</sub>、請<sub>二</sub>在地并在庁官人等署判<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>進寺家<sub>一</sub>」と非難されているが、これも在庁官人の挙証力を示すものと言えよう。永長二年（一〇九七）四月三日官宣旨案（一三七三号）でも、「<sub>下</sub>檢<sub>二</sub>注田數<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>例以<sub>二</sub>寺封米<sub>一</sub>便補<sub>上</sub>東大寺領玉瀧・黒田両杣寄人作田官物事」に関連して、国司は「抑彼寺封米便補寺領田官物<sub>一</sub>之条、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>新保之吏<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>子細<sub>一</sub>。相<sub>二</sub>尋在庁官人<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>歟」と述べており、在庁官人は国務の諸慣行を熟知する存在であり、国衙行政の実務を左右する位置にあったことが窺われる。

## 二 伊勢平氏の進出と国衙の変容

以上のような十一世紀末までの状況に対して、表1によると、十二世紀には在地系氏姓の在庁官人に代わって、平朝臣を始めとする中央系氏姓を有する人々が登場するという大きな変化が看取される。平姓者に関しては、「はじめに」で触れた伊勢平氏台頭の端緒となる平正盛（時に隱岐守）による伊賀国山田村・輛田村の寄進や伊賀・伊勢平氏の展開過程との関係如何が注目されることである。永長二年（一〇九七）八月二十五日六条院領伊賀国山田村輛田村田畠注文（『平安遺文』一三八二号）によると、山田村は九条五里と十条七里の条里坪付が明記される三町八段で、これには「出作」の注記があり、輛田村は数箇所の家地と散在する畠など計十六町三段百八十歩、そして「里外柘植郷之内、穀田八段百八〇歩」、合計

二十一町九段の土地であった。但し、保安四年（一一二三）九月十二日明法博士勘状案（一九九八号）において、「東大寺訴申国司并越前守平忠盛押妨寺領伊賀国阿閉郡玉瀧内字鞆田予野真木山参箇村理非事」が問題になっているように、平正盛―忠盛父子だけが權益を有するものではなかった。

c 『中右記』康和四年（一一〇二）十一月七日条

（上略）次從院令申御事、若狹守正盛与太神宮神戶相論条（六条院庄地）。祭主《大中臣》親定朝臣付民部卿《源俊明》并《藤原》顯季朝臣、不為神領之□〔由カ〕申院也。件事可申。件庄不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>六条院領<sub>一</sub>者。若為<sub>二</sub>院領并新御願寺<sub>一</sub>《尊勝寺》如何、可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>。（下略）

d 『平安遺文』一八二六号永久三年（一一一五）四月三十日鳥羽天皇宣旨

（上略）爰去承德二年、依備前守平正盛寄文、以鞆田村内田廿町、被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>券六条院御庄<sub>一</sub>已畢。其後天仁二年同村田十三町・都介村田冊余町、暗被<sub>二</sub>押籠<sub>一</sub>之後、冊人柚工称<sub>二</sub>其作人<sub>一</sub>、併駈仕之間、全不<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>寺家之所勤<sub>一</sub>。但於<sub>二</sub>国司<sub>一</sub>者、毎年檢注之後、依<sub>レ</sub>例勘檢、至<sub>二</sub>于所当官物<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>寺家封戸百冊一石<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>率補<sub>一</sub>也。而作人等乍<sub>レ</sub>募<sub>二</sub>官物<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>弁<sub>二</sub>其代<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>遁<sub>二</sub>雜役<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>其替<sub>一</sub>。誠雖<sub>レ</sub>似田堵之対捍、偏是隨<sub>二</sub>庄家之進止<sub>一</sub>也。（下略）

鞆田庄が存した阿拝郡鞆田村は元来湯船庄四至内に所在しており、寛治三年（一〇八九）十一月二日伊賀国湯船村田坪付注文案（『平

安遺文』一二八四号）では、僧覺増という人物が領有者であることが、大介小槻宿禰祐俊の下、「目代平（在判）」によって確認されている。この地は東大寺領玉瀧に近接しており、遅くとも天喜年間（一一〇三―一〇五八）には東大寺柚工の出作負田が展開していたとい、本注文書の散在田地の請作者には柚工と思しき人々が見られる。柚工が請作した出作地は東大寺封物を供出する御封負田（国衙領）であり、かつ柚工が東大寺に雑役を勤仕する雑役免田であった。<sup>(12)</sup> 上掲明法博士勘状案の鞆田村の土地の由来説明では、この覺増の私領田は興福寺僧仁静を経て、仁静の子範俊と平正盛に伝領されたようである（『平安遺文』一四三五号康和三年（一一〇一）九月二十三日堀河天皇宣旨案も参照）。

正盛の子範延は範俊が開いた興福寺松林院に迎え入れられており、範俊はまた、『中右記』天永三年（一一一二）四月二十四日条の伝に、

或人云、夜半権僧正範俊入滅（年七十五）。為<sub>二</sub>法務<sub>一</sub>、東寺一長者、興福寺権別当。範俊者故大威儀師仁静之子也。但年来住<sub>二</sub>小野<sub>一</sub>、伝<sub>二</sub>真言□〔秘カ〕法<sub>一</sub>。又為<sub>二</sub>興福寺僧<sub>一</sub>、成<sub>二</sub>権別当<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>院御持僧<sub>一</sub>数十年居<sub>二</sub>住鳥羽殿<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>仕種々御修法<sub>一</sub>。但有<sub>二</sub>所劳一行歩不<sub>レ</sub>叶<sub>一</sub>、此七八年来、不<sub>レ</sub>衆也。真言之道深知<sub>二</sub>其奥儀<sub>一</sub>一人也。

とあって、白河院護持僧を勤めるなどしていたことが知られる。『平家物語』巻四「南都牒状」には、「祖父正盛、藏人五位の家に仕へ

て、諸国受領の鞭をとる。大藏卿為房、賀州刺史のいにしへ、檢非所に補し、修理大夫顯季、播磨太守たつし昔、厩別当職に任ず」とあり、正盛は白河院近臣として名高い藤原為房が加賀守の時（寛治四年（一〇九〇）〜七年任）、また北家魚名流末茂孫の藤原顯季が播磨守の時（嘉保元年（一〇九四）〜康和三年（一一〇一）任）などに受領郎等として奉仕したことがわかり、この間に隱岐守として六条院領への寄進を行っているから、『中右記』天永二年（一一二一）正月二十一日条に「外記・史叙爵之後、為受領執鞭一赴遠国、巡年之時、参上関其賞、近代之作法也」とあるような、受領と受領郎等の上首者の中間的な階層にあったが、院近臣上層者との関係を通じて、院近臣としての地歩を上昇していくのであって、範俊とのつながりもその一端を窺わせるものであろう。

では、平正盛自身の郎等編成、特に伊賀国との関係は如何であろうか。<sup>(14)</sup>

e 『中右記』天仁元年（一一〇八）正月二十四日条

（上略）今夜除目中、以因幡守正盛、遷任但馬守、并以男盛康任右衛門尉、以平盛良任左兵衛尉。是追討悪人義親之賞也。彼身雖未上洛、先有此賞也。件賞雖可然、正盛最下品者、被任第一国、依殊寵者歟。凡不陳左右、候院辺一人天与之幸人歟。（下略）

f 『長秋記』天永二年（一一二一）八月二十一日条

（上略）三番、左、清原重国、伊賀住人、字首持、義親首入洛、仍

此名流世。右、紀恒弘（勝）、伊与国住人。右男自本勢力者也。内擲勝畢。（下略）

g 『保元物語』古活字本「白河殿へ義朝夜討ちに寄せらるる事」

（上略）爰に安芸守《平清盛》の郎等に、伊賀国住人、山田小三郎伊行と云は、又なき剛の者、片皮破の猪武者なるが、（中略）安芸守の郎等、伊賀国の住人、山田小三郎伊行、生年廿八、堀河院の御宇、嘉承三年（一一〇八）正月廿六日、对馬守義親追討の時、故備前守殿の真前懸て、公家にもしられ奉たりし山田の庄司行末が孫なり。（下略）

h 『為房卿記』康和五年（一一〇三）十月二十一日条（参考）

带刀於右近馬場一有試。（中略）蔭子正六位上平朝臣清賢、正六位上橘朝臣頼兼、正六位上平朝臣盛行、正六位平朝臣貞光、（中略）件人々宜為带刀一者。（下略）

e、gは平正盛が武名を揚げた源義親追討の際の伊賀国の家人のあり方を窺わせる史料である。正盛の軍団は義親の首入京場面では打物を持ち甲冑を着した者が四・五十人、郎等百人、郎従百人、計二百五十人くらいの規模であったことがわかる（『中右記』天仁元年正月二十九日条）。この時には「首指榊令持下人五人、各付赤比礼、書名（賊首源義（親脱カ）、又従四人首）」とあり、このうち義親の首を持っていたのがfの清原重国という者であった。彼は相撲人としても活躍しており、体術の基本である相撲にも長じていたようで、相応の在地有力者と目されるが、伊賀国における拠点

は不明で、(こ)では正盛の軍団中の「下人」に位置づけられている。gの山田庄司行末は山田郡山田村の山田庄を管理する人物と見られるが、孫の伊(是)行は『保元物語』の金刀本では「身の分限なかりければ、乗替・郎等迄は思ひもよらず、はかばかしき歩走の一人をだにも具せざりけり。纔に馬の口付たる舍人男一人ぞありける」、半井本では「安芸守ニハ召仕ルレ共、御恩ナケレバ、乗替一騎モ不具、冠者原ダニモ見セザリケリ。山立、海賊ノ詔ヲウ(ツ)タウルハ、無実カ実犯カ、其レヲメンゼラル、ヲ以、御恩ニシタリ。郎等トモナク、舍人トモ無、馬ノ口ニ付タル冠者一人ゾ有ケル」と描写されており、やはり「下人」クラスの者であったと考えられる。<sup>(16)</sup>

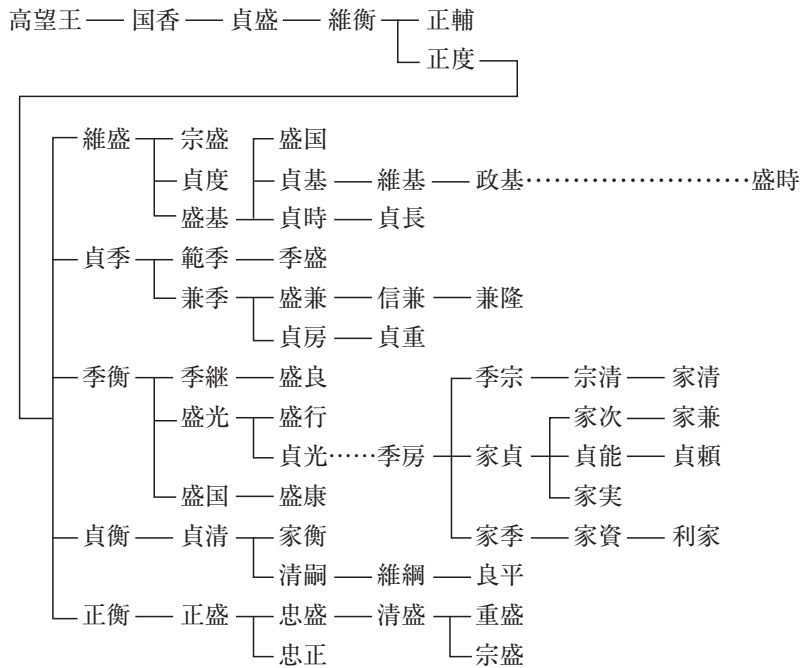
一方、eに「男」とある平盛康や平盛良、またhに登場する平盛行・貞光らは、正盛の父正衡の兄季衡の孫で(図2)、特に貞光の系統からは忠盛―清盛の郎等として名高い家貞―貞能父子が出ており、一族の人々が正盛に従属して近親郎等化する様相が看取される。<sup>(17)</sup> 即ち、eでは正盛は第一等国の受領に任用される一方で、彼に随従して武功を挙げた盛康・盛良は衛府の尉官に任じられており、近親郎等として伊勢平氏の中核的武力を支えるに相応しい武官としての地歩を得ることができたのである。そこには院と直接的なつながりを有する正盛の推挙が作用しており、近親郎等の結集が可能になる所以であった。そして、軈田庄については、家貞―貞能父子や家貞の兄弟家実が管理に携わっており、彼らは国衙と結託しながら、東大寺領を蚕食している。表2のうち、伊賀守藤原光房が家実の玉瀧庄

内丸柱村の領有を認めたとするのは、光房が為房の子為隆の子であることを考慮すると(『尊卑分脈』二一六六頁)、やはり伊勢平氏に親密な人物であることによる引汲と目されよう。

では、このような伊勢平氏の進出、郎等の育成・活動が展開する中、国衙機構のあり方や在庁官人の動向は如何であろうか。表1には、時あたかも平正盛が六条院領伊賀国所領を寄進し、預所として拠点を築く頃から在庁官人の中に平朝臣・源朝臣など中央系の姓を称する人々が出現している。姓名がわかる平氏としては、正盛が死去する保安二年前後まででは平宗貞・惟国、忠盛(仁平三年(一一五三)死去)の時期には平元国、そして清盛の時代では平佑良・定長などが知られるが、図2の人物中に比定できる者はいない。維盛流の貞長は「掃ア助」とあるので(『尊卑分脈』四二四頁)、在庁官人の定長とは別人と目される。また平姓者は在庁官人の中では概ね一人のみの存在で、常に複数人がある源朝臣、その他源朝臣とともに鎌倉時代にも存続する惟宗・大江・藤原姓の方が優勢であったと考えられる。

源朝臣に関しては、東大寺と対抗する名張郡司丈部近国の家系は近国―近俊―源俊方と続き、俊方の源姓改称は国守源某との関係を指摘する見解が有力であるが、既に提唱されているように、近国と協業する国書生源行俊などが在庁官人の源朝臣姓者とのつながりでの改姓も考慮すべきである。<sup>(18)</sup> 大江・藤原は黒田庄側の百姓や公文・下司にも散見する姓で、在地とのつながりが推定される。その意味で

図2 伊勢平氏略系図



(備考) 高橋昌明『〔増補改訂〕清盛以前』(平凡社、2011年) 巻頭の系図を参照し、『尊卑分脈』などを加味して作成。

表2 伊勢平氏と伊賀国の所領管理

- 天承2 (1132)・4・10威儀師寛仁解／平2221：鞆田前司不知名藤七武者の時から非例
- 天承2 (1132)・4・16備前守平忠盛下文／平2222：鞆田御庄政所に寺家対捍を止めるべき旨を命じるが、付箋には「然而家貞等不用之、遂被押籠了」とある
- 長承2 (1133)・9・7備前守平忠盛下文／平2285：鞆田御庄司宛…東大寺との紛擾への対処
- 保延3 (1137)・10・10美作守平忠盛下文／平2377：家貞所宛…東大寺との紛擾への対処
- 保延5 (1139)・3・23美作守平忠盛下文案／平2407
- 保延5 (1139)・3・23左衛門尉平某(信範カ) 下文案／平2408：家実所宛…東大寺との紛擾
- 応保2 (1162)・5・1官宣旨／平3217：伊賀守藤原光房(長承1～保延4任)が玉瀧庄内丸柱村を家実に付す→久安6年守藤原信経が収公／家実は近江国信楽庄内と号して押領
- 承安3カ (1173)・7・5平貞能書状／平3631：名張郡築瀬は国衛の許可で領有している旨を東大寺に返答

は在庁官人はそれぞれに在地の動向と関係する存在であり、平姓者についても、平氏政権消滅後は全く姿が見えず、伊勢平氏の当地での展開と関連して登場したと考えるのがよいであろう。

天養元年（一一四四）十月十日鳥羽院庁下文案（『平安遺文』二五四一号）は、「仰下国衙訴申条条事」とあり、出作田の檢注・收納使による出作田所当官物の徴収、そして庄内居住の出作名所当官物・作人居住庄外名勤仕雑役を弁済すべきことを庄司に命じるものである。この中には、「一可早弁済」居住庄内出作名所当官物段別参斗、作人居住庄外名勤仕雑役事」として、「就中散位平元国者、当国為<sub>レ</sub>宗之庁官也。而自<sub>レ</sub>前司光房之任、初号<sub>二</sub>出作<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>国務<sub>一</sub>、所行之条、甚不<sub>レ</sub>穩便。早返<sub>二</sub>賜国底<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>元欲<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>国務<sub>一</sub>」とあるが、庄司側は「至于元国<sub>一</sub>者、往古為<sub>二</sub>御庄官<sub>一</sub>、争可<sub>二</sub>返賜<sub>一</sub>哉、於<sub>二</sub>名田<sub>一</sub>者雖<sub>二</sub>相替<sub>一</sub>、本出作強不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>訴者」と反論し、院庁下文でも「至于元国<sub>一</sub>者、其身為<sub>二</sub>庄官<sub>一</sub>、已及<sub>二</sub>数年<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>名田<sub>一</sub>者、早可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>公田<sub>一</sub>矣」と述べており、平元国が庄官を兼帯していること自体は問題にしていな。これは『続左丞抄』第一保元二年（一一五七）三月十七日官符（保元新制）の「一応<sub>下</sub>同令<sub>中</sub>国司<sub>一</sub>停止<sub>上</sub>同社寺院宮諸家本免外加納田并庄民濫行事」の中では、「兼且以<sub>二</sub>在庁官人<sub>一</sub>・郡司・百姓<sub>一</sub>補<sub>二</sub>庄官<sub>一</sub>一定<sub>二</sub>寄人<sub>一</sub>、恣募<sub>二</sub>名田<sub>一</sub>、遁<sub>二</sub>避課役<sub>一</sub>。郡県之滅亡、乃貢之擁怠、職而此由」と指弾される行為であった。

その他、治承元年（一一七七）十二月伊賀国柘植川合郷司解（『平

安遺文』三八一六号）は「柘植川合両郷司解 申注輛田御庄出作治承元年檢田数目錄」とあり、日下には刀祢、阿拝郡司、柘植郷司、国使、東大寺の代官僧が署名を記している。その郷司は「書生兼柘植郡〔郷カ〕司散位平」とあって、在庁官人の中核をなす国書生かつ在地事情に通曉した存在としての郷司を兼帯しているのである。在庁官人は基本的に国衙領の確保と徴税の実現に腐心しており、東大寺の出作・未済等には目を光らせるものの、東大寺領と紛擾する伊勢平氏の活動を抑制する立場にはなく、平姓在庁官人の存在も相俟って、伊勢平氏と国衙が深刻な対立に陥ることはなかった。

時期は遡るが、応保二年（一一六二）五月一日官宣旨（『平安遺文』三二一七号）には、東大寺が「而故光房朝臣為<sub>二</sub>国司<sub>一</sub>之時、付<sub>二</sub>彼国住人家実<sub>一</sub>、殊致<sub>二</sub>其妨<sub>一</sub>」、「是故国衙・寺家相共鬱訴之間、自<sub>二</sub>去保元三年<sub>一</sub>、又可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>伊賀国領<sub>一</sub>由、在庁官人等所<sub>二</sub>張行<sub>一</sub>也」と非難する文言があり、長承三年（一一三二）〜保延五年（一一三九）任の藤原光房の時代に平家実が玉瀧庄内の丸柱村を押取した出来事が知られる（近江国信楽庄内と号したという）。家実の行為はこの地が国衙領に戻ることと帰結しており、国衙・在庁官人は家実と結託して、東大寺との争いを有利に進めようとしたと見ることができよう。

### 三 平氏政権の盛衰と伊賀国衙の行方

では、その平氏政権下の様相は如何であろうか。上述のように、

家貞―貞能は忠盛―清盛に仕え、都に出ており、伊賀には家次・家実らが残っていた。清盛の下での平氏は必ずしも一枚岩ではなく、異母弟頼盛の池家の独自の動向、父太郎である長子重盛の小松家と平時子所生の母太郎宗盛らとの相克などが伏在している。<sup>(20)</sup>平治の乱に際しては、熊野参詣に出かけていて、西国からの再起を考えた清盛に対して、重盛・家貞・難波三郎経房らが都への帰還と即戦を主張して鼓舞したといひ(『平治物語』上「六波羅より紀州へ早馬を立てらるる事」、伊賀・伊勢の家人は重盛の郎等として待賢門での源義平との戦闘などで活躍する(「待賢門の軍の事」)。その後、彼らは当面の嫡流となった小松家に仕えていくようであり、後に嫡流となる宗盛らとは微妙な距離感になっていく。

i 寿永二年(一一八三) 大和国和束柚工等重申状(『平安遺文』四〇八〇号)

御柚工等謹重言上。右所<sub>レ</sub>言上<sub>レ</sub>者、為<sub>レ</sub>討手、可<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>北陸道<sub>一</sub>兵士并兵糧米、度々依<sub>二</sub>祝藺野之馬掾之承<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>加催<sub>一</sub>处、重又今明之間、上力者等罷<sub>二</sub>下御柚<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>加催<sub>一</sub>之由、有<sub>二</sub>其風聞<sub>一</sub>、尤難<sub>レ</sub>堪事歟。爰若兩方使乱入、如何工等可<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>御柚跡<sub>一</sub>云々。以前兩度以<sub>二</sub>解状<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>上子細<sub>一</sub>、全以無<sub>二</sub>其仰付<sub>一</sub>候。御柚工等不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>帶<sub>一</sub>弓箭刀兵<sub>一</sub>者、且垂<sub>二</sub>御還迹<sub>一</sub>歟。而工者讒<sub>二</sub>三十六人<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>催<sub>一</sub>催<sub>二</sub>二十七人也者、言語道断事。若不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>、何工等歟可<sub>レ</sub>御寺修造役勤仕<sub>一</sub>乎。仍早以蒙<sub>二</sub>裁報<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>優免<sub>一</sub>歟。恐恐謹言上如<sub>レ</sub>件。(下略)

治承三年(一一七九)の重盛の死後、小松家は特に平氏の軍事部

門の中心となり、頼朝追討軍の大将として富士川合戦に臨んだ維盛、郎等で鎮西の追討使に任命された平貞能などの活動は著名であろう。治承・寿永内乱で伊賀国においてどのような徴兵が行われたかは不明であるが、iは源義仲の進攻に伴う北陸道での合戦への派兵の様子を窺わせるものである。大和国目代の左衛門尉平季貞が興福寺領に対して「天山・和束両柚兵士事。可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>進交名<sub>一</sub>之由」を伝達しており(『平安遺文』四〇七九号三月二十六日付平季貞奉書)、それに対して柚工らは徴兵免除を言上しているが、こうした一国平均役に基づく動員、「国々のかり武者」(『平家物語』巻五「富士川」)に依存しなければならなかったところには平氏の軍事的限界が看取される。<sup>(21)</sup>

ちなみに、伊賀では東大寺と名張郡司丈部氏との争いが続き、応保二年(一一六二)五月二十二日官宣旨(『平安遺文』二二二二号)には、「件覚仁茂<sub>二</sub>爾初任吏<sub>一</sub>、始敷<sub>二</sub>此濫行<sub>一</sub>歟。加<sub>レ</sub>之、構<sub>二</sub>儲軍兵三百余人<sub>一</sub>、追<sub>二</sub>出彼保司俊方<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>害其身<sub>一</sub>之間、俊方并郡内百姓等皆以逃失畢。因<sub>レ</sub>之、一郡已以滅亡、言語不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>之悪行也<sub>一</sub>とあり、東大寺側の覚仁による軍兵発向のあり方が知られる。安元元年(一一七五)十二月東大寺衆徒解案(『平安遺文』三七三二号)では、「又今月五日午時俊方男子三人引<sub>二</sub>率隨兵<sub>一</sub>三十三人、行<sub>二</sub>向彼庄所住当時修学者文海住处<sub>一</sub>、即殺<sub>二</sub>害文海<sub>一</sub>、資財資具悉盜取、近隣在家併焼失、其中牛馬七疋被<sub>二</sub>燒害<sub>一</sub>了」と、俊方側の反撃も描かれている。

そして、治承・寿永内乱期においても、元暦元年（一一八四）八月二十三日東大寺所司請文（『平安遺文』四一九七号）には、「一紙被<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>心<sub>下</sub>且<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>止<sub>レ</sub>狼藉<sub>一</sub>、且<sub>レ</sub>召<sub>中</sub>進<sub>レ</sub>其身<sub>上</sub>、伊勢<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>太神宮領伊賀国田原御園司等訴<sub>レ</sub>名張郡住人不知姓俊方、令<sub>レ</sub>燒<sub>二</sub>失<sub>レ</sub>供祭料<sub>一</sub>、追<sub>二</sub>捕<sub>レ</sub>捕神人<sub>一</sub>、付<sub>レ</sub>繩、搜<sub>二</sub>取<sub>レ</sub>資財雜物<sub>一</sub>事」として、「抑件俊方与<sub>二</sub>大江良直<sub>一</sub>、去年以往不<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>寺家制止<sub>一</sub>、度々鬪諍之間、追<sub>二</sub>捕<sub>レ</sub>黒田一庄、燒<sub>二</sub>失<sub>レ</sub>數百宇在家<sub>一</sub>了。依<sub>レ</sub>之、彼<sub>□</sub>人召<sub>二</sub>取<sub>レ</sub>其身<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>之由、經<sub>二</sub>院奏<sub>一</sub>之処、仰<sub>二</sub>武士<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>下</sub>了。仍俊方之身、寺家愁申之間、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其行方<sub>一</sub>。付<sub>二</sub>国司<sub>一</sub>被<sub>二</sub>尋<sub>レ</sub>召<sub>一</sub>者、無<sub>二</sub>其隱<sub>一</sub>歟」といった紛擾を抱えていたことが知られる。上述のように、大江氏は在庁官人や下司として在地に勢威を有しており、郡司や刀禰・専当などの下級庄官として登場する丈部氏よりは上位の存在であったと目される（それ故に、丈部氏も在庁官人源朝臣氏に接近し、源姓に改姓か）。ただ、東大寺が発向した軍衆三百余人を含めて、丈部氏や大江氏が動員した兵力は「武士」とは異なるものと認識されていたらしく、元暦元年請文の「武士」は源氏のことであつて、源平両氏の武力とは質を異にすると考えられていたのである。<sup>(22)</sup>

では、当地の平氏系武士の動向は如何であろうか。平貞能は平氏の都落ちの際に、東国への帰還を手助けした所縁のある宇都宮朝綱の庇護下に入ったらしく（『平家物語』巻七「聖主臨幸」、「一門都落ち」）、  
 「而朝綱強申請云、属<sub>二</sub>平家<sub>一</sub>在京之時、聞<sub>下</sub>拳<sub>二</sub>義兵<sub>一</sub>給事<sub>上</sub>、欲<sub>二</sub>参向<sub>一</sub>之刻、前内府不<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>之。爰貞能申<sub>二</sub>宥朝綱并重能<sub>一</sub>有重等<sub>二</sub>之間、

各全<sub>レ</sub>身参<sub>二</sub>御方<sub>一</sub>、攻<sub>二</sub>怨敵<sub>一</sub>畢。是啻匪<sub>レ</sub>思<sub>二</sub>私芳志<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>上又有<sub>レ</sub>功者哉。後日若彼入道有<sub>下</sub>企<sub>二</sub>反逆<sub>一</sub>事<sub>上</sub>者、永可<sub>下</sub>令<sub>レ</sub>断<sub>二</sub>朝綱子孫<sub>一</sub>給<sub>上</sub>云々。仍今日有<sub>二</sub>宥御沙汰<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>預朝綱<sub>一</sub>也」とあり（『吾妻鏡』文治元年七月七日条）、出家して余命を全うする。

j 『玉葉』元暦元年（一一八四）七月八日

伝聞、伊賀・伊勢国人等謀叛了云々。伊賀国者、大内冠者（源氏）知行云々。仍下<sub>二</sub>遣郎従等<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>住国中<sub>一</sub>。而昨日辰刻、家継法師

（平家郎従、号<sub>二</sub>平田入道<sub>一</sub>是也）、為<sub>二</sub>大將軍<sub>一</sub>、大内郎従等悉伐取了。又伊勢国信兼（和泉守）已下切<sub>二</sub>塞鈴鹿山<sub>一</sub>、同謀叛了云々。（下略）

k 『玉葉』元暦元年七月二十一日条（『山槐記』七月十七・十九日条も参照）

伝聞、謀叛大將軍平田入道（家継法師）被<sub>二</sub>梟首<sub>一</sub>了。其外両三人為<sub>二</sub>大將軍<sub>一</sub>者被<sub>レ</sub>伐了云々。忠清法師・家資等籠<sub>レ</sub>山了云々。又官軍之内、大佐々木冠者（不知名）被<sub>レ</sub>伐了。凡官兵之死者及<sub>二</sub>數百<sub>一</sub>云々。

l 『吾妻鏡』元暦元年八月二日条

大内冠者飛脚重参着、申云、去十九日酉刻、与<sub>二</sub>平家余党等<sub>一</sub>合戦、逆徒敗北、討亡者九十余人。其内張本四人、富田進士家助、前兵衛大尉家能、家清入道、平田太郎家継入道等也。出羽守信兼、子息并忠清法師者、逃<sub>二</sub>亡于山中<sub>一</sub>畢。又佐々木源三郎秀能相<sub>二</sub>具五郎義清<sub>一</sub>、合戦之処、秀能為<sub>二</sub>平家<sub>一</sub>被<sub>二</sub>打取<sub>一</sub>畢。惟義已雪<sub>二</sub>会稽之恥<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>抽賞<sub>一</sub>歟。



一方、伊賀に残った家次（継）ら、保元の乱の際にも清盛とは独立した兵力を率いていた（『保元物語』上「主上三条殿ニ行幸ノ事付官軍勢汰ヘノ事」、『兵範記』保元元年七月十一日条）伊勢平氏の平信兼らは、源義経軍の京上に呼応して、これを助勢・先導に努め、源義仲の敗退を惹起したことが明らかにされている。<sup>(23)</sup>その後、信濃源氏の太内惟義が守護になった段階で、彼らは元暦元年の乱を起す。この事件は『延慶本平家物語』では、関東から上洛して来る頼盛に対して、「伊賀伊勢両国の住人平家重代の家人」が「一矢射て西国の君達に物語申て咲んと議て、貞能が兄平田入道を大將軍として五百余騎にて近江国篠原の辺に打ち出て待係たり」と描かれ（第五末「廿六平家々人と池大納と合戦する事」、覚一本系の『平家物語』巻十では、やはり六月九日の頼盛上洛に次いで、それとの相関には説明がないものの、十八日に「三日平氏」の乱として蜂起が述べられている。また『源平盛衰記』第四十一でも「三日平氏」として言及され、伊賀国山田郡住人平田四郎貞継法師が「平家西国に落下て、安堵し給はずと聞えければ、日比の重恩を忘れず、多年の好みを思て、当家に志ある輩、伊賀・伊勢両国の勇士催し、平田城に衆会して謀叛を起し、近江国を打従へて、都に責入るべし」という体であったと描かれる。ここでは平家方として伊賀国住人壬生野新源次能盛という者が活躍し、貞継法師とともに三百余騎を引率したという。

この元暦元年の乱については、『平家物語』や『源平盛衰記』は「平

家相伝の家人にて、昔のよしみを忘れぬ事は哀なれど、思ひたつこそおほけなけれ」などと評され、西海合戦への呼応といった文脈で語られているが、『延慶本平家物語』の頼盛への反発、即ち重盛死後の小松家の人々が平家一門主流から個別に脱落していく中で、頼朝や院の庇護を得て安穩とする頼盛との対比、非主流派内の対立・矛盾の問題として位置づけるべきことを指摘する見解が呈されている。<sup>(24)</sup>しかし、伊賀国に関して言えば、jに記された守護太内惟義の行為、「下<sub>二</sub>遣郎従等、令<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>住国中<sub>一</sub>」に注目すべきではないかと思う。j、i、『源平盛衰記』に登場する人々のうち、家次は山田郡平田、頼盛の家人として著名な宗清の子家清は阿拝郡柘植を本拠としており、阿拝郡壬生野に拠点を有する壬生野新源次能盛という異姓の者も参加している。その他、文治二年（一一八六）七月東大寺三綱等解案（『鎌倉遺文』一三三三号）には、「近則去々平家郎従景時（字紀七）相<sub>二</sub>伴中務家実并家次法師等<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>伊賀国<sub>一</sub>發<sub>二</sub>謀叛<sub>一</sub>之日、景時懸<sub>二</sub>一陣<sub>一</sub>、死<sub>二</sub>戰場<sub>一</sub>了。件景時者、即黒田庄住人新庄下司也」とあり、名張郡黒田新庄下司の景時という者が参陣していたことが知られる。とすると、伊賀国では多くの地域の人々が参加しているのであって、そこには大内惟義とその配下の人々への反発が大きかったのではないかと推測される所以である。伊勢国の事例であるが、員弁郡治田御房の地頭になった畠山重忠の眼代内別当眞正が大領家綱の所従等の宅を追捕し、資財を没収したので、これを訴えられるという事態も惹起している（『吾妻鏡』文治三年六月

### 表3 伊賀・伊勢平氏の乱参加者

〔元暦元年〕

#### 【伊賀国】

平家次…山田郡平田／平田入道と称す／貞能・家実の兄弟

平家実

平家清…阿拝郡柘植庄／頼盛の家人宗清の子

壬生野能盛…阿拝郡壬生野庄

紀七景時…名張郡黒田新庄下司／平家郎従

#### 【伊勢国】

平信兼…鈴鹿郡関

平家資…河曲郡林崎御厨

富田進士家助…朝明郡富田庄／平家資と同一人か否かは不明

藤原（伊藤）忠清

#### 【未詳】

前兵衛尉家能

〔元久元年〕

#### 【伊賀国】

雅楽助三郎盛時…雅楽助平維基の子孫

#### 【伊勢国】

中宮長平度光の子息

進士三郎基度…朝明郡富田／家助の子か

松本三郎盛光…三重郡松本厨／松本教光の養子／基度の舎弟

同四郎

同九郎

若菜五郎…鈴鹿郡か／伊勢平氏

岡八郎貞房…安濃郡

庄田三郎佐房…壺志郡荘田または多気郡

子師房

河田刑部大夫…度会郡河田

（員弁郡司進士行綱）…加担を疑われ、召置されるが、無実が判明し、本所を安堵

（備考）本拠地の比定は西村隆「平氏「家人」表」（『日本史論叢』10、1983年）に概ね依拠した。

二十九日条)。

1 の大内惟義の申請に対して、頼朝は「攻<sub>レ</sub>擊逆党<sub>一</sub>事、尤神妙。但可<sub>二</sub>抽賞<sub>一</sub>之由被<sub>二</sub>進申<sub>一</sub>、頗背<sub>二</sub>物議<sub>一</sub>歟。其故者、補<sub>二</sub>一<sub>一</sub>国守護<sub>一</sub>之者、為<sub>レ</sub>鎮<sub>二</sub>狼喉<sub>一</sub>也。而先日為<sub>二</sub>賊徒<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>家人等<sub>一</sub>訖、是無<sub>二</sub>用意<sub>一</sub>之所<sub>レ</sub>致也。豈非<sub>二</sub>越度<sub>一</sub>哉」という趣旨の回答を示したとい(『吾妻鏡』元暦元年八月三日条)、こうした初期の守護による統制の不備、紛擾の発生は各地で見られた<sup>(26)</sup>。とすると、国衙や在地とのつながりを持つ平氏系の人々が蜂起に関わり、その平定により国衙の再編、平氏系在庁官人の消滅という変化とも関連するのが、この事件ではなかったかと考えられてくる。ちなみに、『吾妻鏡』文治三年六月二十日条には、伊勢国の没官領については加藤太光員の注進によって地頭を任命したことが知られる。光員は本姓藤原氏、もと伊勢国住人で、父景員が平氏の有力家人伊藤氏一族の者を殺害したため、伊勢国を離れて東国に下向し、伊豆の工藤氏の女婿になり、東国武士の一員に転じたという(『源平盛衰記』第二十一「八牧夜討」)。そして、ここで加藤光員が起用されたのは、加藤氏が元来は小松殿家人の一団であったため、元暦元年の乱後の宥和・安寧回復に有用であったためという点が指摘されるところである<sup>(26)</sup>。

m 『吾妻鏡』元久元年(一二〇四)三月九日条

晴。武蔵守平賀朝雅飛脚到着。申云、去月日、雅樂助平維基子孫等起<sub>二</sub>伊賀国<sub>一</sub>、中宮長同度光子息等起<sub>二</sub>伊勢国<sub>一</sub>、各叛逆云々。彼両国守護人山内首藤刑部丞経俊相<sub>二</sub>尋子細<sub>一</sub>之处、無<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>企<sub>二</sub>合戦<sub>一</sub>。経

俊依<sub>二</sub>無勢<sub>一</sub>逃亡之間、凶徒虜<sub>二</sub>領<sub>二</sub>ヶ国<sub>一</sub>。固<sub>二</sub>鈴鹿関<sub>一</sub>・八峯山等道路。仍無<sub>二</sub>上洛之人<sub>一</sub>云々。

n 『吾妻鏡』元久元年四月二十一日条

晴。武蔵守朝雅飛脚到着。申云、去月廿三日出<sub>レ</sub>京。爰伊勢平氏等塞<sub>二</sub>鈴鹿関所<sub>一</sub>、索<sub>二</sub>險阻之際<sub>一</sub>、縱雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>合戦<sub>一</sub>、人馬依<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>之、廻<sub>二</sub>美濃国<sub>一</sub>、同廿七日入<sub>二</sub>伊勢国<sub>一</sub>、凝<sub>二</sub>計議<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>今月十日<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>同十二日<sub>一</sub>合戦。先襲<sub>二</sub>進士三郎基度朝明郡富田之館<sub>一</sub>、挑<sub>レ</sub>戰移<sub>レ</sub>尅、誅<sub>二</sub>基度并舍弟松本三郎盛光・同四郎・同九郎等<sub>一</sub>。次於<sub>二</sub>安濃郡<sub>一</sub>、攻<sub>二</sub>擊岡八郎貞重及子息・伴類<sub>一</sub>。次到<sub>二</sub>多氣郡<sub>一</sub>、与<sub>二</sub>庄田三郎佐房・同子息師房等相戰<sub>一</sub>。彼輩遂以敗北。又生<sub>二</sub>虜河田刑部大夫<sub>一</sub>。凡狼喉雖<sub>レ</sub>靡<sub>二</sub>両国<sub>一</sub>、蜂起不<sub>レ</sub>軼<sub>二</sub>三日<sub>一</sub>。件殘党猶在<sub>二</sub>伊賀国<sub>一</sub>、重可<sub>二</sub>追討<sub>一</sub>之云々。

o 『吾妻鏡』元久元年五月六日条

晴。朝雅飛脚重到来。去月廿九日到<sub>二</sub>伊勢国<sub>一</sub>、平氏雅樂助三郎盛時并子姪等、構<sub>二</sub>城塙於当国六ヶ山<sub>一</sub>。数日雖<sub>二</sub>相支<sub>一</sub>、朝雅勵<sub>二</sub>武勇<sub>一</sub>之間、彼等防戦失<sub>レ</sub>利敗北。凡張本若菜五郎城塙構処所、所謂伊勢国日永・若松・南村・高角・関・小野等也。遂於<sub>二</sub>関・小野<sub>一</sub>亡<sub>二</sub>其命<sub>一</sub>云々。(下略)

伊賀に関しては、守護大内惟義がいつ交替したかは不明であるが、元久元年(一二〇四)以前には山内首藤経俊が伊賀・伊勢両国の守護に任じられていた<sup>(27)</sup>。鎌倉時代の在庁官人の氏姓がわかる事例は少なく、確言はできないが、上述のように、平氏者は見えず、既に建仁元年(一二〇一)でもそのような様相を呈している。但し、伊賀・

伊勢の平氏勢力が一掃されたかと言えば、mの元久元年の乱にも留意しておかねばならない。伊賀については元暦元年の乱との関係は不詳であるが、伊勢ではその際の富田進士家助の係累と思しき人物が参画しており、伊勢平氏と冠称される人物も加わっているから、元暦元年の乱によって伊勢の平氏勢力が根絶されるようなことはなかったのである。mでは元久元年の乱が三日で平定されたところ、こちらが「三日平氏」と称すべきものかもしれないが、oではまだしばらくは余燼が残っており、簡単には鎮圧できなかったことが窺われる。伊賀・伊勢の守護は元久元年の乱を平定した平賀朝雅に替わり、元久二年〜承久三年には惟義の子惟信が就任しており、信濃源氏による統制が試みられたことが知られ、平氏の拠点を統治することに意が注がれたものと目される。

ただ、伊賀国の在庁官人の構成では、平姓者こそ消失しているが、十二世紀以来の国衙・荘園と密接な関係を持つ有勢者が引き続き勢力を保持している。伊勢平氏の本拠地である伊勢国では、例えば員弁郡司進士行綱はoに登場する若菜五郎による夜討との関係を疑われ、一旦は召置された(『吾妻鏡』建仁三年十二月二十五日条)後、無実が判明し、本所を安堵されており(『吾妻鏡』元久元年二月十日・五月八日条)、やはり平氏につながる人々を完全に排除することはできていない。そうした歴史的背景が鎌倉時代の当該地域でどのように作用するかは、後考に俟ちたいと思う。<sup>(29)</sup>

むすびにかえて

小稿では伊賀国における在庁官人の変遷を検討し、特に十二世紀に中央系氏姓の人々が登場するという画期があったことを指摘するとともに、伊勢平氏の当地への進出・拠点形成との関係や在庁官人と在地の人々とのつながりなどに言及した。十二世紀の東国では相模国の三浦氏、下総国の千葉氏、下野国の小山氏など、鎌倉幕府創成に参画する有力武士が国衙機構に地歩を得ており、武士が在庁官人化するという特性が看取される。伊賀国は畿内近国であり、関係するものも伊勢平氏の近親等クラスで、彼らそのものが在庁官人になることはなかった。在庁官人の平姓者が伊勢平氏の家系のどこに位置づけられるのかが不明であるという制約が残るが、伊勢平氏の消長と在庁官人中の平姓者の動向は符合するところがあり、相関関係を認めることができる。

但し、元暦元年の乱や元久元年の乱における国衙の様態ともども、伊賀国での伊勢平氏の定着ぶりや異姓家人、また広く在地との関係如何は、なお今後の課題とせねばならない。鎌倉時代の国衙の展開や在地の動向も探究すべきものであり、多くの課題を残しつつ、蕪雑な稿を終えることにしたい。

註

- (1) 木村茂光「藤原実遠の所領とその経営」(『日本中世の権力と地域社会』吉川弘文館、二〇〇七年)、川島茂裕「寛徳庄園整理令と天喜事件」(『日本史研究』二二七、一九八一年)、久保田和彦a「名張郡司支部氏一族と築瀬保」(『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館、一九八九年)、b「黒田荘出作・新荘の成立過程と国司政策」(『ヒストリア』一二八、一九九〇年)、守田逸人「東大寺領黒田荘出作地の展開と地方支配」(『日本中世社会成立史論』校倉書房、二〇一〇年)、正木育美「東大寺領伊賀国黒田荘の成立」(『日本史研究』五三六、二〇〇八年)など。
- (2) 高橋昌明『増補改訂』清盛以前(平凡社、二〇一一年)、川合康「治承・寿永の内乱と伊勢・伊賀平氏」(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年)、守田逸人「荘園制成立期の地域秩序と社会構成」(註(1)書)など。
- (3) 平山浩三a「伊賀国名張郡における収取をめぐる」(『荘園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年)、b「一国平均役荘園催徴の一形態について―院政期を中心に―」(『日本史研究』一三〇、一九八一年)、c「一国平均役荘園催徴の一形態について―鎌倉初期を中心に―」(『日本歴史』三九九、一九八一年)、d「一国平均役の済例について」(『日本歴史』五四一、一九九三年)、e「一国平均役賦課における鎌倉幕府と荘園」(『日本歴史』五六五、一九九五年)、f「役夫工米の済例と機能」(『日本歴史』五九九、一九九八年)など。
- (4) 田淵義樹「平安末期の伊賀国衙」(『九州史学』一一〇、一九九四年)。

なお、在庁官人の一覧は、拙稿「平安・鎌倉時代在庁官人・国衙関係者表(稿)」(『平安・鎌倉時代の国衙機構と武士の成立に関する基礎的研究』平成二十一年度～平成二十三年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書(研究代表者・森公章)、二〇一二年)を参照。

- (5) 拙稿「郡司表(稿)(第二版)」(註(4)報告書)、『伊賀市史』第一巻通史編古代・中世(二〇一一年)など。
- (6) 文部氏から源氏への改姓については、久保田註(1)a論文を参照。
- (7) 拙稿「国書生に関する基礎的考察」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)。
- (8) 田淵註(4)論文二八～二九頁にも同様の指摘がなされている。
- (9) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)二〇三～二三二頁、増淵徹「上訴と功過」(『京都橘女子大学研究紀要』二五、一九九九年)、磐下徹「国司苛政上訴考」(『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年)など。
- (10) 正木註(1)論文。
- (11) 木村註(1)論文は、『平安遺文』一二六一号文書の実遠の事例は住人たちに加地子を支払わせないようにするための口実であって(公郷支配の回復の根拠として、この時期に作られた伝承)、実遠が直接経営を行っていたかどうかは疑わしいとする。
- (12) 守田註(1)論文。
- (13) 高橋註(2)書六四～六六頁、守田註(2)論文など。
- (14) 田中文英「平氏武士団の形成」(『平氏政権の研究』思文閣出版、

- 一九九四年)、西村隆「平氏「家人」表」(『日本史論叢』一〇、一九八三年)など。
- (15) 拙稿 a 「『因幡国伊福部臣古志』と因幡国の相撲人小考」、b 「古代土佐国・讃岐国の相撲人」、c 「古代常陸国の相撲人と国衙機構」(註(7) 書) などを参照。
- (16) 田中註(14) 論文。
- (17) 高橋註(2) 書。なお、貞季流や貞衡流は伊勢国を拠点にした。貞季流の信兼は保元の乱でも清盛とは別の独立した軍兵を引率しており、郎等化しなかったと目される。
- (18) 石母田正『中世的世界の形成』(岩波書店、一九八五年) 一六四～一六五頁。
- (19) 久保田註(1) a 論文。その他、保安三年(一一二二) 二月伊賀国在庁官人解(『平安遺文』一九五八号) には、「加之彼庄住人僧慶暹、前前任名張郡納所書生兼国朝臣後見也」とあり、税所を構成する在庁官人の一人(一九五二号) 源兼国は黒田庄の人々とながりがあったことが知られる。
- (20) 田中大喜 a 「平氏の一門編成と惣官体制」(『日本歴史』六六一、二〇〇三年)、b 「平頼盛小考」(『日本中世武士団構造の研究』校倉書房、二〇一一年)、元木泰雄「平重盛論」(『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九年) など。
- (21) 元木泰雄『武士の成立』(吉川弘文館、一九九六年)、上杉和彦『源平の争乱』(吉川弘文館、二〇〇七年) など。
- (22) 守田逸人「院政期の郡司と地域社会」(註(1) 書)。
- (23) 川合註(2) 論文。
- (24) 川合註(2) 論文。
- (25) 義江彰夫『鎌倉幕府守護職成立史の研究』(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (26) 川合註(2) 論文三〇二頁。
- (27) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七一年)。
- (28) 佐藤註(27) 書。
- (29) 稲本紀昭他『三重県の歴史』(山川出版社、二〇〇〇年) 七六～八四頁や三重県内の各自自治体史などの記述を参照。
- (30) 拙稿「将門の乱と藤原秀郷」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三六、二〇一一年)。

relationship between these phenomena. But Ise Taira Clan didn't perish in Iga and Ise Province. They rouse in revolt twice in the Kamakura Period. We can also see how the Ise Taira Clan established their position in these provinces.

## **The tendency of the provincial governors and the development of the Ise Taira Clan in Iga Province**

MORI, Kimiyuki

Iga Province was one of the most important place for the development of the Ise Taira Clan. In 1097A.D. Taira no Masamori, the grandfather of Kiyomori, dedicated his land in Tomoda Village of Yamada County to Rokujo-In, this became a meaningful step to combine with Shirakawa-In (Retired Emperor who had the authority for the rule of Japan at that time). Talking about the historical materials now extant, Iga Province is rich in historical documents for considering how the provincial government was carried on and we can see several provincial governors named Taira. In this article I want to reveal how Taira Clans worked actively in the provincial government and what was the relationship between the development of samurai warriors and the provincial government office.

Analyzing the table of the provincial governors, we can see the traditional clans' names in Iga Province to the end of the 11th century, but in the 12th century clans who came from Capital City like Taira, Minamoto etc appeared as provincial governors. This phenomenon paralleled to the dedication of land by Taira no Masamori. In 1111A.D. Masamori killed Minamoto no Yoshichika and achieved fame as a samurai warrior. In this incident his vassals of Iga Province worked hard. Kiyohara no Shigekuni brought up Yoshitika's head in the parade of triumph, he was a famous sumo wrestler. Yamada no Yukisue whose grandson Koreyuki worked actively in the rebellion of Hougen came from Yamada Village of Yamada County. Masamori's close relative vassals also worked. They had same name of Taira and were descendants of Masahira's (the father of Masamori) brothers. In those cases the families of Taira no Iesada who had lands in Iga Province were well-known.

But looking at the table of provincial governors again, we can't trace the names of Taira Clan in the family tree of the Ise Taira Clan. It was true that the close relative vassals worked actively for the battle between the Iga Provincial Government and Todaiji Temple as government side. And after the ruin of the Ise Taira Clan the provincial governors named Taira Clan disappeared simultaneously. So we can imagine the